

札幌市爆発火災（第9報）

消防庁災害対策室
平成31年3月14日
10時00分現在
※下線部は前回からの変更点

1 発生日時等

発生時刻：平成30年12月16日 20時29分

覚知時刻：平成30年12月16日 20時29分

鎮圧時刻：平成30年12月16日 23時36分

鎮火時刻：平成30年12月17日 2時10分

2 発生場所

住 所：北海道札幌市豊平区平岸3条8丁目1-28

用 途：飲食店を含む複合用途防火対象物

3 火元建物概要

構 造：防火構造（外壁・軒裏について木造の上をモルタル等で仕上げた構造）

階 数：地上2階建て

建築面積：185㎡

延べ面積：357㎡

4 被害状況

（1）人的被害

負傷者：52名（重症0名、中等症7名、軽症45名）

※軽症者のうち11名は、札幌市消防局において搬送した者ではなく、自ら医療機関へ行き受診した者。

（2）建物等被害

火元建物：全焼（焼損床面積357㎡）

※建物焼損床面積には、建物損壊面積を含む。

周辺被害：損壊建物41棟、損壊車両32台

（3）その他

12月16日21時00分から開設していた一時退避場所を、12月22日9時45分に閉鎖。

5 火災原因等

調査中

6 消防法令の適合状況

防火管理者未選任、消防計画未作成、消防用設備等点検結果報告未実施、消火器一部未設置、漏電火災警報器未設置、避難器具未設置

※平成30年10月26日に最終確認。

7 消防庁の対応

12月16日(日)	21時30分	札幌市消防局から第1報受領 消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)
	21時55分	札幌市消防局から第2報受領
12月17日(月)	0時20分	札幌市消防局から第3報受領
	7時00分	札幌市消防局から第4報受領
	9時30分	消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査のため、消防庁職員2名及び消防研究センター職員5名を現地に派遣することを決定
	20時30分	札幌市消防局から第5報受領
12月19日(水)	16時00分	北海道から負傷者数について報告受領
12月20日(木)	13時30分	札幌市消防局から第6報受領
12月25日(火)	17時35分	北海道から一時退避場所について報告受領
12月27日(木)	18時40分	消防庁予防課から各都道府県消防防災主管課等宛てに「札幌市爆発火災を踏まえた廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について」(平成30年7月27日付け事務連絡)を発出
12月28日(金)	14時30分	札幌市消防局から第7報受領
3月13日(水)	15時00分	札幌市消防局から第8報受領

<連絡先>

消防庁予防課

担当：塩谷・四維

電話：03-5253-7523